

惣の関ダム 湖面利用に関するルールについて

1 ダム湖面の利用は、原則として自己責任による自由使用としています。

自由使用とは:何人も、他人の使用を妨げない限度において、いつでも自由に使用することができる。(例:遊泳、水遊び、魚釣りなど)

また、自由使用は、使用者に何らの権利が生ずるものではない。

2 湖面利用される際には、ライフジャケットの着用をお願いします。

ダム湖には水深10m以上ある場所や、急に水深が変化する場所がありますので、安全の為にライフジャケットの着用をお願いします。

3 動力船の使用はご遠慮願います。

動力船等による水質事故が発生した場合、損害賠償や事故処理費用等は自己責任による原因者(事故を起こした方)の負担となりますのでご注意ください。

4 ダム管理施設には近づかないで下さい。

網場(流木止め)とダム間の水面には入らないようにお願いします。また、網場に係留したり、投錨しないで下さい。

5 車両は所定の位置に駐車して下さい。船舶は係留、錨泊しないで下さい。夜間も同様とします。

6 ダム管理事務所及び河川管理員の指示に従って下さい。

7 外来生物(ブラックバス、アレチウリ等)は、法律により取り扱いが規制されていますので注意して下さい。また、宮城県内水面漁場管理委員会指示第1号により、ブラックバス等を採捕した者は、これらを採捕した水域に放してはならないとなっております。

8 悪天候(降雨、濃霧、波浪等)時は、ダム湖面を利用しないようお願いいたします。

9 ダム湖、ダム湖周辺にゴミ等を捨てないで下さい。

10 ダムに異常(魚の大量死や油類の流出等)があった場合、速やかにダム管理事務所までご連絡下さい。

